

平成27年3月銚子市教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成27年3月24日(火)

午後3時00分 開 会 午後4時01分 閉 会

2 場 所

銚子市役所3階 庁議室

3 出席委員

| | |
|-----|---------|
| 委員長 | 松 尾 順 子 |
| 委 員 | 八 角 憲 男 |
| 委 員 | 鈴 木 猛 志 |
| 委 員 | 大八木 鷹 次 |
| 教育長 | 石 川 善 昭 |

4 出席職員

| | | | |
|---------------------|-------|----------------|-------|
| 教育部長 | 青柳 清一 | 参事(生涯学習課長事務取扱) | 石橋多加士 |
| 教育総務課長 | 宮内 伸光 | 学校教育課長 | 永綱 英行 |
| スポーツ振興課長 | 春山 敏郎 | 学校教育課課長補佐 | 向後 陽子 |
| 指導室長(兼小児言語指導センター所長) | 梅澤 幹直 | 学校給食センター所長 | 森 啓充 |
| 生涯学習課課長補佐 | 間山 文代 | 青少年指導センター所長 | 草野 元良 |
| 市民センター所長 | 鈴木由美子 | 公正図書館長 | 林 宏美 |
| 青少年文化会館長 | 高森 良文 | 体育館長 | 飯笹 博充 |
| 銚子高等学校事務長 | 大塚 明 | 教育総務課指導主事 | 平山 公治 |

5 議題等

- 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係規則の整理に関する規則制定について
- 議案第12号 銚子市教育委員会会議規則制定について
- 議案第13号 銚子市教育委員会傍聴人取締規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第14号 銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第15号 銚子市公正図書館管理規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第16号 代決処分の承認を求めることについて(平成26年度銚子市一般会計(教育費)補正予算要求)

6 議事の内容

【委員長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、平成27年3月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

【委員長】

はじめに、前回会議録の承認についてお諮りいたします。

2月20日に開催いたしました平成27年2月教育委員会定例会の会議録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めますので、当該会議録について承認いたします。

【委員長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をしていただきます。

では、教育長からお願いします。

【教育長】

それでは、お手元にお配りした資料に沿って、前回の教育委員会定例会以降の報告をさせていただきます。

初めに、1点目ですが、2月20日金曜日、新中学校再編方針の市内各校PTA役員、校長への説明会を実施いたしました。参加者ですが、PTAの役員が19名、校長が19名、計38名の出席をいただきました。担当から今までの経過の説明の後、質問をいただきました。2校体制で決定なのか、なぜ銚子中なのか、学区割を考えた方が良いのではないのか、5年後、10年後ではスパンが長いので早めることはできないのか、西からとあるが、同時に出来ないのか、市立高校をなくし、銚子中にできないか、市立高校と県立高校との統合は考えられないのか、六中学区、七中学区からの通学の方法はどのようにするのか等の質問がありました。

2点目ですが、2月21日から22日にかけて、初の試みである文部科学省主催の平成26年度教育長セミナーが開催されました。各県2名、全国から77名の参加がありました。内容ですが、様々な講義、さらには5名1組の研究協議を実施いたしました。その中で下村文科大臣の講話もありました。講話の内容についてはお手元の資料を後でご覧ください。さらには平成25年6月14日に閣議決定された、第二期の教育振興基本計画についても後でご覧ください。これらについて、文科大臣また、文科省の担当から説明がありました。大変有意義な1泊2日でした。

3点目ですが、平成27年3月の市議会定例会が開催され、2月24日の一般質問において、鎌倉議員より、第一共同調理場の跡地について、工藤議員より、新中学校再編、中高一貫教育について質問がございました。2月25日の一般質問では、伊藤議員より、屏風ヶ浦の名勝及び天然記念物指定について、中学校再編、小学校再編について、星議員より、新中学校再編について、猿田小学校の現状について、三浦議員より、学校給食の地場産品の活用について質問がございました。2月26日の一般質

問では、笠原議員より、4月入学する中学生に対する就学支援について、桑村議員より、就学援助、不登校、市立高校の中退者の数と率について質問がありました。2月27日の教育民生委員会において、新中学校再編についての質問が何点かありました。特に星議員から2月25日の一般質問に引き続き、新中学校再編についての質問がありました。それに関わりまして、再編検討委員会で3校体制が出ているのに、なぜ教育委員会では2校体制なのかという質問がありました。それにつきましては、生徒の減少、20年後には600人台まで減少すると、当然10年から20年後にかけては3校体制が2校体制になることを考えざるを得ない状況がでてくるため、先を見越した形で2校体制とさせていただきますと説明いたしました。また、3校から2校にするに当たっては、建物等の利活用について、現在の財政状況では無駄な状況を作るわけにはいかない旨を説明いたしました。それについて星議員から4月から始まる総合教育会議の市長との協議の中で、3校体制に戻すことはできないのかという趣旨の質問がございました。それに対しては市長から、「この件については、あくまで教育委員会としての決定事項であるため、十分尊重をし、総合教育会議の中で改めて協議をし、3校体制に戻すことは考えていない。」との答弁をしていただきました。

4点目ですが、3月3日に東総地方教育委員会連絡協議会表彰状・感謝状授与式に出席をいたしました。鈴木委員が東総地方教育委員会連絡協議会の会長をされておりますので、会長としてご出席いただき、ご挨拶や該当者へ表彰状授与を行なっていました。資料にあります感謝状47名は30年以上勤務の方でございます。

5点目ですが、3月5日、第6回東総教育長会議に出席をいたしました。北総教育事務所から人事面等についての報告事項がありました。また、次年度の東総地方教育委員会連絡協議会の予定、予算についても協議がなされました。

6点目ですが、市立銚子高等学校の平成27年度入学者が3月6日決定をいたしました。普通科、理数科の括り募集であります。定員320名のところ、入学候補者が現在325名、うち茨城県からは90名来ております。

7点目ですが、3月7日に市立銚子高等学校の卒業式に松尾委員長、八角委員、私、3名が出席をいたしました。今年は323名の卒業生でございました。

8点目ですが、3月11日に市内の中学校卒業式に、各委員の皆さんにご出席いただきました。

9点目ですが、3月13日に県立銚子特別支援学校の卒業式に私が出席をいたしました。

10点目ですが、3月13日に尿中ナトリウム検査分析に関する情報交換会が開催され、教育委員会から私を含めて、学校教育課長、それから医師会、更には千葉大の教授、県衛生研究所の所長、課長、衛生研究所の先生、それから海匠保健センターの課長等が出席されました。これについては、毎年行われているものでございます。医師会の予算による4年生を対象とした尿検査です。この地域は塩分摂取量が非常に多いということで、4年生を対象として尿の検査をし、その後、食育指導した後、また尿検査をし、食育指導した前と後の尿のナトリウム、カリウム等を調べ、バランスの

とれた食事が学校、地域でどのようにされているのかを調査するものです。それらを分析すると、三世帯同居とか、野菜の摂取量などが分析されてくるものと思います。

11点目ですが、3月18日に千葉科学大学自己評価委員会に出席をしてみいました。

12点目ですが、3月19日に豊岡小、3月20日に他11校の小学校の卒業式に参加をしてみいました。猿田小学校は卒業生がおりませんので卒業式はございませんでした。担当の皆さん、また委員の皆様にも出席をしていただきました。ありがとうございました。

続きまして、教育総務課及び市立銚子高校からですが、こちらは担当課長等から説明いたします。

【教育総務課長】

それでは別紙1をご覧ください。旧銚子市立第八中学校の移管についてです。旧第八中学校につきましても、ご存じのとおり旧第四中学校との統合以来、一部グラウンドと体育館の学校開放を除き、使用しておりませんでした。市長事務部局より地域交流等の施設として活用する方針が決定されましたので、この年度切り替え後の27年4月1日に、これまでの教育委員会の所管から市長部局へ所管を移すこととなりました。ちなみにですが、第八中学校の関係で、今回3月議会において、旧第八中学校の施設の整備に関する予算を含めた予算を補正予算として議決されました。予算としては330万円という少額の予算で、これは繰越明許費で実質的には27年度に実施する予算です。地域交流等の施設ということで、別紙1に書いてありますが、具体的には地域のコミュニティ機能、それから文化芸術交流機能、生涯学習機能、子育て支援機能、この4つの機能をもった複合施設として今後整備を進めていきたいと考えております。27年度は繰越明許費330万円のみですので、担当課に聞いたところ、ワークショップで意見を吸い上げ、今後どのようにするかを検討していくとのことでした。具体的に施設がいつ使用可能になるのかはワークショップの動きを見ながら今後検討していきたいとのことでした。旧第八中学校の移管については以上です。

【銚子高校事務長】

続きまして、市立銚子高校からです。お手元の資料をご覧ください。3月末までにはまだ、期間はありますが、大半の進路が判明しましたのでご報告いたします。まず、国公立ですが、国立が32名、公立が10名、計42名となっております。去年は国立21名、公立12名、計33名でしたので、9名ほど増えております。また、内容を見ましても、東北の薬学部、法学部などをはじめ、東京医科歯科大学、一ツ橋大学そして、公立も私学も難関校に合格している傾向にありました。また私学においても合格者は648名、去年は598名ですので50名ほど増えております。数だけではなく、早稲田、慶応、上智そして、中堅大学にも一定の合格者をだしておりますので、数、内容ともに成果をあげたのではないかと考えております。普段からの先生方のきめ細かな指導が実を結んだのではないかと思います。進学だけでなく、就職面においても公務員の合格者が去年は3名だったものが、今年は8名ですので、大幅に増

加しています。就職担当の先生方も普段から力をいれて指導されておりますので、その成果がでたものだと思います。以上です。

【教育長】

以上で報告を終わります。

【委員長】

ありがとうございました。

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【八角委員】

今のご報告について質問なのですが、今教育長からご報告ありました、3番の教育民生委員会において、新中学校再編について特に星議員から質問があったというお話ですが、再編検討委員会で3校体制が出ているのになぜ教育委員会では2校体制にしたのかという質問に対して、今後生徒の減少を先読みして、2校にしたと回答をしたということでしたが、4月から施行される総合教育会議において、もう一度このことを議論されないのかという質問の背景はなんだったのでしょうか。

【教育長】

基本的に総合教育会議の中で、教育委員会と市長が様々な教育問題や予算の問題を話す中で、最終的に教育委員会で進めるべきであり、この段階で決定して進めるのではなく、新たに市長を交えた会議の中で最終的に方向性を出すことはできなかったのか、教育委員会が総合教育会議を待って、その場でその結論を出すべきではなかったのかというのが星議員の考え方だと思います。

【八角委員】

つまり、手続き的な誤りを指摘したということなののでしょうか。

【教育長】

手続き的ではなく、1年かけていろいろな方が協議して3校体制にしていくと決めたものを教育委員会の会議で2校体制にしたというのは少し軽いのではないかと、もっと市長を交えた総合教育会議の中で結論を出すべきではなかったのかということでした。

【八角委員】

教育民生委員会全体がそのような雰囲気だったのですか。

【教育長】

私の捉え方は全体の雰囲気ではないと思います。確かに3校体制から2校体制にしたことについては一般質問の中でも出ましたし、それで答弁もしました。全体の中では教育委員会が十分協議をして、3校体制を2校体制にしてきたと全体には伝わっていると私は思いました。

【委員長】

他に教育委員より報告することがございますか。

特に無いようですので、それでは、議事に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、先例にならい、鈴木委員、大八木委員を指名します。

【委員長】

日程第2 会議時間の決定を議題といたします。

会議時間について、お諮りいたします。

本日の会議時間は、午後4時までといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

【委員長】

よって会議時間は午後4時までと決定いたしました。

【委員長】

続きまして、日程第3 議案第11号と第12号、第13号は関連がありますので一括議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【教育総務課長】

それでは、議案第11号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係規則の整理に関する規則制定について」、議案第12号「銚子市教育委員会会議規則制定について」、議案第13号「銚子市教育委員会傍聴人取締規則の一部を改正する規則制定について」、一括して説明します。

これら3件の議案については、いずれも平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の規則改正をしようとするものであります。

初めに、議案第11号の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係規則の整理に関する規則は、法律の改正に伴い、教育委員会の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることとなったことから、6本の規則に対し、所要の改正をしようとするものです。

それぞれの改正の具体的内容について説明しますと、第1条の銚子市立小学校及び中学校管理規則の一部改正は、学校医等の任命に当たり、教育長の推薦の文言が削られたことによる改正、第2条の銚子市教育委員会公印規則の一部改正は、委員長印の廃止、第3条、銚子市教育委員会公告式規則の一部改正は、委員長の文言の削除及び新地方教育行政法の適用条項の移動による改正、第4条の銚子市教科研究推進員設置規則の一部改正は、推進員の任命に当たり、新教育長の推薦の文言が削られたことによる改正、第5条の銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部改正は、三つあります。1つ目は教育委員会が教育長に委任する事務の除外規定の適用条

項の移動による改正、2つ目は教育長が委任された事務の管理・執行状況を教育委員会に報告する義務規定が新たな法律に追加されたことによる改正、3つ目が教育長の職務代理者が、これまでの事務局の職員から教育委員に変わることに伴う改正、第6条の銚子市高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部改正は、教育長給与条例を廃止し、特別職給与条例に統合することに伴う改正です。

議案第11号については、以上です。

次に、議案第12号をご覧ください。議案第12号の銚子市教育委員会会議規則は、法律の改正に伴いまして、3つありますが、1つ目は教育委員会の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることとなったこと、2つ目は委員から会議の招集請求の規定が新設されたこと、3つ目はこれまでも法律で規定されていた教育委員会会議の公開の原則に加えて、議事録の作成及び公表の努力義務が規定されたこと、これらの理由から、所要の改正をしようとするものであります。

議案第12号については、以上です。

次に、議案の第13号をご覧ください。議案第13号の銚子市教育委員会傍聴人取締規則の一部を改正する規則は、法律の改正に伴いまして、新たな教育長が設置されることとなったことから、所要の改正をしようとするものと併せまして、規則の名称の改正、さらに第6条には、傍聴人の写真撮影等の禁止規定を追加しております。

なお、施行期日につきましては、これら3議案に共通して、平成27年4月1日ですが、改正後の規則の内容につきましては、新たな教育長が任命されてから適用されることとなります。

以上で、議案第11号、議案第12号及び議案第13号の説明を終わります。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【八角委員】

4月1日から施行される新教育委員会の施行に伴って、それによって法改正される整理ということだと思うのですが、その大きく変わる1つに現在の教育委員会の委員長と教育長を一本化させるということがありましたが、これを一本化させるという法の効力が発生する時期は、現在の教育長が教育委員としての任期を終了するまで、それ以降ですよ、そうしますと、今お話しいただきました、例えば第1条、第2条の別表3の銚子市教育委員会の委員長印、これを削除することによって1号ずつ繰り上がると記載されていますが、この効力が発生する時期はいつですか。

【教育総務課長】

平成27年4月1日以降に新たな教育長が就任した時にこれらの新しい制度が適用されることとなります。それまでは経過措置として現在の規定が引き続きます。

【委員長】

議案第12号に教育委員会会議規則が大幅に改正されていますが、第4章、住民及び区域内団体等の関係の第62条で「委員会はその議決により審査または調査のため

団体等に対し記録の提出を求めまたは委員会に出頭して証言を求めることができる。」とありますが、この部分が完全に削除になっていましたが、他のところは移動していたり、整理されていたりしたので、新しい会議規則を古いものから新しいものへと改正していく中で、なぜ第62条が削除となっているのか。

【教育総務課長】

今回、会議規則を全面的に見直ししましたのは、改正前の規則が昭和27年の非常に古い規則であり、条建ても全部で68条というようなものであって、表現的にも古い言い回しがあります。それから今回改正事項の委員長という箇所が多岐にわたっています。今回は他市の会議規則を参考にして新しい規則に全面見直しをしたということです。ただいまご指摘がありました、改正前の該当する箇所につきましてはこの新しい規則の中では最後の補則第23条のところでの規則に定めるものの他、会議及び教育委員会の議事の運営に関し、必要な事項は教育長が会議に諮って定めるとして、ここで定めることが可能なので具体的にこのような問題がでてきた場合に会議の中でお諮りいただいて決定していただければと考えます。

【鈴木委員】

第2章会議の第10条についてですが、「委員は議案を発議しようとするときは、その案件に理由を附し文書を以て委員長に提出しなければならない」とありますが、これは委員1人だけでいいのでしょうか。動議は1名以上とありますが、こちらはどのようなのでしょうか。

【教育総務課長】

第10条の発議についてですが、この規定ですと、委員1名だけで発議を提出することが可能です。

【委員長】

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第11号、第12号、第13号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第11号、第12号及び第13号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

続きまして、日程第4 議案第14号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【教育総務課長】

議案第14号「銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則制定について」説明します。お手元の議案の3枚目、新旧対照表をご覧ください。この規則は、教育委員会事務局組織のスリム化及び社会教育施設・スポーツ施設を利用する方の利便性の向上を図るため、生涯学習課とスポーツ振興課を統合し、生涯学習スポーツ課とすること、また、これと併せて本市のジオパーク事業の一層の推進を図るため、生涯学習スポーツ課内にジオパーク推進室を設置すること、新旧対照表を1枚めくって、別表第1教育総務課の事務分掌をご覧ください。

平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い新たに設置される総合教育会議の事務に関することを教育総務課において行うこと、これらの理由から、所要の改正をしようとするものです。なお、施行期日は、平成27年4月1日です。

以上で、議案第14号の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【委員長】

新旧対照表の教育部の下に生涯学習スポーツ課があり、班名が、社会教育班、文化班、体育振興班、施設班と書いてあります。その下にジオパーク推進室があり、ジオパーク推進班とありますが、社会教育班、文化班、体育振興班、施設班と全く同じ位置づけとなっているのか。

【教育総務課長】

班というのが、第5条にあります、教育総務課の下についている班と、室についている班の位置づけですが、この班の位置づけとしては同じものです。

【委員長】

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第14号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

続きまして、日程第5 議案第15号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【図書館長】

議案第15号「銚子市公正図書館管理規則の一部を改正する規則制定について」、提案理由をご説明いたします。

図書館における利用者サービスの向上を図るため、公正図書館で試行として行ってきた開館時間の延長と祝日開館の実績を踏まえ、平成27年4月から、毎週水曜日午後7時までの開館時間の延長と祝日における図書館の開館を実施しようとするため、規則の一部を改正しようとするものです。

主な改正点についてご説明いたします。議案の後ろに添付されている新旧対照表をご覧ください。

第2条第1号 開館時間は、午前9時から午後5時までとする。となっておりますが、右側の改正案は、開館時間、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間として開館延長する水曜日とそれ以外の日の2つの細分を設け、アとして、毎週水曜日、これは国民の祝日を除きますが、これについては、午前9時から午後7時まで、それから、イとして、アに掲げる日以外の日午前9時から午後5時まで、これは現在行っているものと同じ時間ですが、これに改めようとするものです。

次に第2条第2号、休館日について、1月1日を除く祝日を開館するため、現行のイ、国民の祝日を削りますが、イが削除されることに伴い 次のウからオまでを一つずつ繰り上げ、また、イが削られたことにより他の細分で休館日を新たに指定する必要があるため、所要の改正をしようとするものです。

また、別記様式第1号の改正について、これは図書館利用カードの様式を示したのですが、この中で下段の(裏)、開館時間と休館日の欄に現行の内容が書かれています。こちらを、今後はこの欄を様式上は空欄とし、事務の効率化等を図ろうとするものです。以上で議案第15号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【鈴木委員】

休館日についてですが、以前は国民の祝日の翌日でしたが、今回文言が変わり、毎週月曜日、月曜日が国民の祝日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い国民の祝日でない日と改まったわけですが、例えば火曜日まで国民の祝日だった場合は、水曜日が休みということによろしいですか。現在と変わらないということですか。

【図書館長】

平成25年度より、試行として行っていたので、祝日を閉館していたという実態はここ2年間変わっていませんが、規則上は月曜日が国民の祝日に当たるときはその翌日が休みとなっていますので、月曜日の翌日の火曜日が今までですと休館日でした。これからは国民の祝日が連続していたら、そこは開館し、振替休館日は連続した祝日のあととなる改正です。

【鈴木委員】

文章が変わっただけで、内容は変わっていないのではないですか。

【図書館長】

今までは、月曜日が祝日の時は規則では、月曜日と翌日も閉館日となっていました。今回からは祝日が開館となり、その祝日後最も近い国民の祝日でない日が閉館日となります。

【委員長】

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第15号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

続きまして、日程第6 議案第16号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【スポーツ振興課長】

それでは、議案第16号代決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

平成26年度銚子市一般会計（教育費）補正予算要求については、前回の教育委員会定例会後、まもなく2月26日市議会に追加提案されたものでございますが、特に緊急を要するため教育委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、代決処分をしたので、これを教育委員会に報告し、その承認を求めようとするものです。

その内容ですが、最後のページの平成27年3月補正予算総括表の歳出の表スポーツ振興課ハーフマラソン開催事業の欄でございます、800万円の補正は、交流人口の増加を図るため、今年で3回目となる銚子半島ハーフマラソンに対する銚子市の負担金を計上したもので、下の繰越明許費の表でございますが、その財源としては、国の平成26年度補正予算関連の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用する事業であることから、平成27年度に繰り越して使用できるようにしようとするものです。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【委員長】

確認ですが、この予算が通ったということで、来年度ハーフマラソンは開催されるという理解でよろしいですか。

【スポーツ振興課長】

はい、開催いたします。ただ、日にちは確定しておりません。来月の4月15日に予定しておりますハーフマラソンの実行委員会で日時を決定する予定です。去年と同じですと、11月8日ですが、当日成田市のマラソン大会と重なるため、現在、翌週へ変更できないかと調整を行っております。

【委員長】

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第16号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】（挙手）

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

事前に予定されていた議事日程は終了いたしました。追加議案がありますので、

日程の追加についてお諮りいたします。

日程第7として追加議案が上程されましたので、本日の教育委員会に追加し、議案の許否を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

では、そのように決定をさせていただきます。

【委員長】

会議途中ですが、はじめに会議時間を4時までとすると決定いたしました。延長することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

それでは、日程第7 議案第17号と第18号は関連がありますので一括議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは、議案その2をご覧ください。議案第17号「銚子市幼稚園園則の一部を改正する規則」及び議案第18号「銚子市立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則」について、併せて一括で、ご説明いたします。

平成27年4月からの、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、新制度の利用にかかる幼稚園の保育料については、保護者の所得等に応じた額が基本となりました。それに伴う改正でございます。

議案第17号についてですが、新旧対照表の別表第2をご覧ください。

新制度の開始にあたり、3月市議会で議案を上程し、幼稚園設置条例の一部を改正し、「銚子市立幼稚園設置条例」において保育料の上限を1か月につき6,750円と定めたとあります。保育料については、保護者の所得等に応じた応能負担となるため、「銚子市立幼稚園園則」の中で、別表第2のとおり、段階別に保育料を定めようとするものであります。

次に、議案第18号につきましても、新旧対照表をご覧ください。

この新制度では、入園料を徴収せず保育料のみの徴収となるため入園料に係る文言について、「銚子市立幼稚園保育料等減免規則」を「銚子市立幼稚園保育料減免規則」へ、また、同規則中の「入園料」を削除し、「入園料及び保育料」を「保育料等」と定め、減免していたものを「保育料」と改め、保育料のみを減免しようとするものです。

また、新制度では保育料が世帯の所得に応じた応能負担となり、「銚子市立幼稚園保育料減免規則」の対象世帯でありました、生活保護世帯や、市町村民税非課税及び市

町村民税所得割非課税世帯、多子世帯の保育料の金額が、世帯区分ごとに段階的に定められ、減免の必要性がなくなるため、同規則中のこれらの世帯区分を削除し、新制度での保育料の応能負担の対象外となる世帯への減免制度としようとするものです。これらの規則の改正につきましては、4月1日から施行の予定です。

以上で、議案第17号及び第18号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

【委員長】

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【委員長】

議案第17号についてですが、新旧対照表の別表第2で生活保護世帯と、市民税非課税世帯と、その他の世帯とあって、その他の世帯が6,750円とのことでしたが、その他の世帯の中でも所得によって保育料が変わることはあるのですか。

【学校教育課長】

所得につきましてはその3つの区分です。ただ、子供の人数によって、区分が変わります。

【委員長】

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第17号及び第18号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第17号及び第18号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

以上をもちまして、平成27年3月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第51条の規定により署名する。

平成27年4月24日

署名委員 鈴木 猛 志

署名委員 大八木 鷹 次